

2023年4月21日(金)介護外国人材セミナー

障害者支援施設における 技能実習生の受入れ

社会福祉法人 常盤会



Copyright © TOKIWAKAI. All Rights Reserved.



法人の沿革(抜粋)

S38.10.15 故久木元 弘が、知的障害児入所施設の創立を志す

S41.4.1 知的障害児入所施設「明星学園」認可、開園(定員50名)

S46.2.25 社会福祉法人「常盤会」設立認可

初代理事長 故久木元 弘 就任

S46.3.30 法人設立登記

H3.4.1 知的障害者入所更生施設「明星学園成人部」開園(定員30名)



法人の概要

- 障害者福祉
 - 障害者支援施設 2か所
 - 生活介護事業所 3か所
 - 就労支援事業所 2か所
 - 児童発達支援センター 4か所
 - 障害児通所支援事業所 2か所
 - 障害者グループホーム 11住居
 - 児童福祉
 - 保育所 2か所
 - 高齢者福祉
 - 小規模多機能型居宅介護
 - 生活保護
 - 救護施設 1か所
- 19拠点、職員数約430名
- 鹿児島県、東京都、埼玉県



受入れ事業所の沿革

- 障害者支援施設「ディライト(旧称:明星学園成人部)」
 - H3.4.1 知的障害者入所更生施設として、定員30名で開設
 - H20.4.1 新体系へ移行し、障害者支援施設となる
 - H21.4.1 日中の生活介護事業を、40名へ増員
 - H25.4.1 「ディライト」へ改称
 - 第三者評価は、平成19年度より3年ごとに受審している
 - R1.12.1 ミャンマーより、技能実習生2名採用
 - R5.8月 ミャンマーより、技能実習生2名採用予定



受入れ事業所の概要

- 障害者支援施設「ディライト」
 - 生活介護 定員40名に対し、在籍37名
 - 平均障害程度区分 5.68(区分5.6の割合 93.3%)
 - 施設入所 定員30名に対し、在籍30名
 - 平均障害程度区分 5.83(区分5.6の割合 91.9%)
 - 建物 2階建て
 - サービス管理責任者1名、生活支援員25名



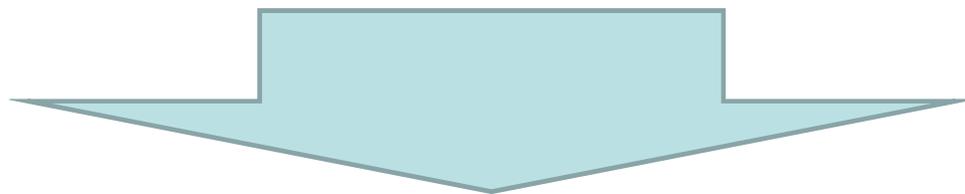
技能実習生受入れの経緯

- 例年、それなりの退職者がいる一方で、職員採用として必要人員の確保は出来ていた
- しかしながら、労働人口の減少、特に介護職・福祉職の不足への対策として、外国人材の導入検討を始めた

EPAの検討



EPA：介護福祉士の資格取得を目的に、「介護福祉士候補生」として入国。



「介護福祉士候補者受け入れ機関の施設要件」に掲げる介護施設に、障害者支援施設は該当しない、などの理由で、断念。



技能実習生の検討

- 「介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設 → 該当する
- 「技能実習責任者」の選任 → 養成講習を受講しよう
- 「技能実習指導員」の選任 → 介護福祉士として5年以上の実務
- 「生活指導員」の選任 → 要件無し
- 実習生の「受入れ人数枠」 → 1号は、2名まで
- 出来そうだ！
 - 「技能実習計画」 → 作成、認定申請
 - 技能実習生の日本語能力 → 1号は、N4以上(?)



監理団体とのやり取り

- H31.1月～ 監理団体の検討
 - 監理団体の選定、ミャンマー人を受け入れる方向とする
- H31.3.25 監理団体との契約
- R1.5月～ ミャンマーへ渡航し、面接選考など
- R1.6月 9名を面接し2名を内定、雇用契約書の取り交わし
- R1.10月 日本へ入国
- R1.10～11月 監理団体にて、入国後講習
- R1.12月 法人へ到着



受入れの費用負担

- 監理団体への加入費等
- 実習生の渡航費、講習費、手続き費用等

- 監理団体 受入れ管理費の負担
- 待遇等・・・高卒有資格者相当
- 実習生の家賃(半額)・・・2人で同居
 - 法人負担で、Wi-Fiを設置
 - スマートフォンを貸与

介護業務上の問題

参考: R3.12.13アリス学園 竹澤先生



- そもそも祖国に介護職がない
 - 介護の仕事はあるが、障害福祉は無い
- 自立支援の理解が分からない
 - 利用者が出来ないことは、全部手伝ってしまう
- チームケアの理解が難しい
 - 自主性や気付きが高く、先読みしてやり過ぎる
- 報連相の重要さが分からない
 - そうかも。報告は、日本人の職員がするものと思っている？
- 書くことが苦手である
 - 苦手だと思う。記録はさせていないが、書くことはできる

人種差別

参考: R3.12.13アリス学園 竹澤先生



- 叱責の仕方
 - 外国人だから → 単純に戸惑いはあったが、最初だけ
 - 人前で叱る → 教えることはあるが、叱ることはない
 - どうせ、分からないだろうけど → 分かろうとする意欲が伝わる。諸君も、説明するために勉強になった
- 厳しさの度合い
 - 日本人の当たり前が分からない → 日本人同士でも・・・
- 暗黙の了解
 - 言わなくても分かるだろう → 普通は・・・(世代?)

日本語のトラブル

参考: R3.12.13アリス学園 竹澤先生



- 普通の日本語と介護の日本語の違い
 - もともと、あまり専門用語は使っていない？
- 方言と標準語
 - ひょっとしたら感じていたかも
- N4とN3とN2の違い
 - 最初はN3。1名がN2に合格、その後に1名が合格
- 分からないと言いつらい
 - 質問し、分かろうとする意欲を感じる

生活習慣の違いによる問題

参考: R3.12.13アリス学園 竹澤先生



- 掃除の仕方
→ しっかりと出来る
- 靴を脱ぐ習慣
→ 出来ている。脱いでいる
- ごみ問題
→ 施設では大丈夫。家では？
- 交通事故
→ 通勤はバス。自転車に乗る
- どこまで公共か
→ 問題はない
- お風呂の習慣
→ シャワーのみ
- 挨拶・マナー
→ しっかりと出来る
- 時間管理
→ 5分前行動。家でお祈り

文化の違いによる問題

参考: R3.12.13アリス学園 竹澤先生



- 宗教の違い
 - 仏教徒。特に支障ない
- 食事習慣の違い
 - 辛くして食べる。弁当を持ってくる(祖国の味付け?)
- 声の大きさや体臭問題
 - 音量に問題ない。体臭も問題ない
- SNSの書き込み
 - 母国とのやり取りで、SNS(メッセージャー)を使っている

労務上の問題

参考: R3.12.13アリス学園 竹澤先生



- 労基法が異なることによるトラブル
 - 看護師と介護士の違い
- 日本の契約はアバウトであるために起こる問題
 - 「障害者に対する生活支援業務」とは？ やり過ぎる
- 仕事の効率が理解できない
 - 問題ない。むしろ、段取りの理解が早く、効率的
- 時間の問題
 - 大丈夫。早出や超勤をお願いすることがある。「夜勤をしたい」
- 一度の多くの職務をこなせない
 - 仕事を覚えるにつれ、自主的に気付いてくれる



試験等

- 1年目: R2.7 介護技能実習評価試験 初級・・・2名とも合格
- 2年目: R3 在留資格更新
- 3年目: R4.5 介護技能実習評価試験 専門級・・・1名合格
 - 3年の経過として、いったん帰国する予定だった
 - R4.10 技能実習を良好に終了したため、特定技能1号へ移行
 - 特定技能となったことで、正規職員として雇用
 - 特定技能となったことで転籍が可能となり、お一人は関東へ転職...
- 4年目: R5 在留資格更新



「『知的障害者の障害者支援施設』で受け入れていること」で感じる課題

- 何といたっても、語学力の習得
 - 勤務時間における「話すこと・聞くこと」
 - 職員との会話
 - 利用者（9割が区分5以上）との会話
 - 支援業務の記録として「書くこと」



法務省：「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」(2023.4.10)

- 有識者会議が、外国人技能実習制度の廃止を求める中間報告書案をまとめた。技能実習の代わりに、人材確保と育成のため新たな制度の創設も提案した。
- 政府は、新たな制度について「特定技能」に連動させることを検討している。(→働く人材の確保が、主な目的)
 - 特定技能：「日本人と同等の処遇が受けられ、かつ長く働ける」が、「一定の技術や日本語の習得が条件、かつ、転職が認められている」



ご清聴ありがとうございました。